

林道開設等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林道開設等対策事業補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、林道開設事業等の実施により、事業費の一部受益者負担に伴い、借入れた林道資金の元利償還金、及び負担金を助成することにより、林家負担の軽減を図り、もって本市林業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、林道開設事業等で受益者が借り入れた農林漁業金融公庫資金及び負担金のうち別表に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う受益者とする。

(補助金の算定等)

第5条 補助金の額は、林道資金の償還金(元利、手数料、消費税等)については、別表第1、別表第2に掲げる各年度の金額を上限として算定し、予算の範囲内で交付する。また、負担金については予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

付 則

この要綱は平成13年4月17日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日改正)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年6月22日改正)

この要綱は平成18年6月22日から施行する。